

がんばる企業を応援します。



三重県信用保証協会

三重県中小企業融資制度

小規模事業資金

一般保証より
信用保証料率が

優遇

低利な固定金利で
資金調達が

可能

固定金利

運転資金5年以内
設備資金7年以内

1.60%

運転資金7年以内
設備資金10年以内

1.70%

商工会、商工会議所、金融機関と連携し、小規模事業の皆さまを

全力で応援サポートします!!

一般扱い その1

金利

固定 **1.60%**^{※1}

保証
限度

1,500^{※2}万円

保証
期間

運転資金 **5年以内**
設備資金 **7年以内**
※据置期間なし

保証料

・年率**0.45%~1.50%**^{※3}
・三重県中小企業融資制度により
信用保証協会所定の料率から優遇措置
・一部の自治体(市や町)では補助金交付

保証人

原則として第三者保証人を除く

一般扱い その2

金利

固定 **1.70%**^{※1}

保証
限度

1,500^{※2}万円

保証
期間

運転資金 **7年以内**
設備資金 **10年以内**
※据置期間なし

保証料

・年率**0.45%~1.60%**^{※3}
・三重県中小企業融資制度により
信用保証協会所定の料率から優遇措置
・一部の自治体(市や町)では補助金交付

保証人

原則として第三者保証人を除く

※1 上記は「一般扱いその1」「一般扱いその2」の場合であり、その他「過疎・東紀州地域扱い」「商工貯蓄共済制度加入者扱い」「中小企業倒産防止共済加入者扱い」「特別小口扱い」があり、内容が異なりますのでご注意ください。

※2 「特別小口扱い」についての限度額は1,250万円となります。

※3 「特別小口扱い」について保証料一律0.6%となります。

●次の要件を満たしている場合は上記保証料から割引します(それぞれ▲0.1%)

- ・中小企業会計に準拠して決算書を作成している
- ・担保を提供していただいている

●対象者資格要件

- ・県内に主たる事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでおり、商工会または商工会議所の経営指導を受けている事業者
NPO法人については、経営指導を受けていることを要件としません。
- ・常時使用する従業員の数が20人以下の事業者
商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む方は5人、ただし「宿泊業」「娯楽業」は20人以下の方
- ・事業税等県税を完納している事業者
申込の際、県税事務所が発行する直近の法人事業税および法人県民税(個人事業者の方は個人事業税および個人住民税)の過去3年分の納税証明書が必要となります。

お問い合わせ・ご相談は、商工会または商工会議所、お近くの金融機関もしくは三重県信用保証協会までお気軽にどうぞ

本店営業部

〒514-0003 津市桜橋3丁目399番地
TEL.059-229-6014
FAX.059-229-6344

四日市支店

〒510-0085 四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL.059-353-9161
FAX.059-354-2046



三重県信用保証協会

三重県信用保証協会

検索

<http://www.cgc-mie.or.jp/>